

別紙 4

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験

研修受講にはこの年数を満たす必要がある

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験とは、以下の①～③のいずれかを満たすものとする。

①AおよびBの期間が通算して5年以上かつCの期間を除いた期間が3年以上である者（A+B≧5年かつA+B-C≧3年）

②Dの期間が通算して8年以上であることかつEの期間を除いた期間が3年以上である者（D≧8年かつD-E≧3年）

③Fの期間が5年以上かつA・B・Dの期間からC・Eの期間を除いた期間が3年以上（F≧5年かつA+B+D-（C+E）≧3年）

業務範囲	業務内容等		実務経験年数 （配置要件規定※2）	基礎研修および講義カリキュラム対象※3
A 相 談 支 援 業 務	身体上もしくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者または児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下、児童）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導、その他の支援を行う業務		通 算 5 年 以 上 （ C の 期 間 を 除 い て 3 年 以 上 ）	通 算 3 年 以 上
	ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業		
	イ	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、精神障害者社会復帰施設		
	ウ	障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、老人福祉施設、介護老人保健施設、精神保健福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、地域包括支援センター		
	エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
	オ	学校		
	カ	病院、診療所 （ただし、社会福祉主事任用資格、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、Dに掲げる資格を有すもの、Aア～オに掲げる従事者の期間が1年以上のものに限る）		
	キ	その他これに準ずると都道府県知事が認めたもの		
B （ 資 格 直 接 あ り 支 援 業 務 ※1）	身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者または児童につき、入浴・排泄・食事その他の介護を行い、ならびにその者および介護者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、ならびにその訓練等を行うものに対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練または職業教育にかかる業務		通 算 5 年 以 上 （ C の 期 間 を 除 い て 3 年 以 上 ）	通 算 3 年 以 上
	ア	障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院または診療所（療養病床関係病室）		
	イ	障害児通所支援事業、児童福祉法第6条に規定する事業（児童自立支援生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業）、障害福祉サービス事業、老人居宅介護事業		
	ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
	エ	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所		
	オ	学校等の従事者		
	カ	その他これに準ずると都道府県知事が認めたもの		
	C	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所など		
D （ 資 格 直 接 支 援 業 務 なし）	Bのア～カに掲げるものであって、社会福祉主事任用資格者等でないもの		通 算 8 年 以 上 （ E の 期 間 を 除 ）	通 算 6 年 以 上
E	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業従事者、特例子会社、助成金受給事業所など		除算期間	除算期間
F 国 家 資 格 者	次の国家資格等による業務に通算5年以上従事している者によるA・B・D（相談支援・直接支援）の業務従事期間		通 算 3 年 以 上	通 算 1 年 以 上
	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、技師装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士または精神保健福祉士			

※1 社会福祉主事任用資格者等とは（資格取得以前も含む）
社会福祉主事、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員
*保育士について、直接支援業務に該当しない保育所へ勤務した期間は、実務経験に換算できない。

※2 1年以上の実務経験とは
業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること
例）5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること

※3 基礎研修および講義カリキュラム対象とは
サービス管理責任者として指定を受けるために必要な実務年数（配置要件規定）から2年満たない年数以上の実務経験年数